

# 春の交通安全町民総ぐるみ運動が始まります

～交通ルール 守るあなたが 守られる～

4月6日から4月15日までの10日間は、春の交通安全町民総ぐるみ運動期間です。この運動は、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を目的として毎年開催しています。

運動期間中は、平日の午前7時40分から8時15分(子どもたちの通学期間)を目安に各地区の通学路等で街頭指導を行います。皆様のご協力をお願いします。



## 運動の重点

- ① 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- ② 高齢運転者等の安全運転の励行
- ③ 自転車の安全利用の推進
- ④ 飲酒運転の根絶



●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2194 (担当:大滝)

## 高齢運転者の自動車事故防止のため 後付け安全装置設置のための費用を助成します

近年、高齢運転者によるアクセルの踏み間違い事故が多くなっています。町では事故防止を図るため、75歳以上の町民の方で使用する車に後付けで安全装置を設置した場合に、その費用の一部を助成します。助成に関することなど、詳しくは担当までお問い合わせください。

- 助成対象者 75歳以上の町民の方
- 対象となる車 助成対象の方が保有又は、日常的に買い物・通院等に使用している車で、後付けの安全装置を取り付けることができる車。
- 助成額 安全装置設置費用(本体価格、取付費用含む)の1/2の額

●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2194 (担当:大滝)

# 春の火災予防運動

実施期間 令和2年4月10日(金)～4月16日(木)

『ひとつずつ いいね! で確認 火の用心』

(令和元年度全国統一防火標語)

火災予防条例で住宅用火災警報器の設置が必要な場所は、次のとおりになります。

- ① 子供部屋など全ての寝室
- ② 台所
- ③ 2階以上の階に寝室がある場合に寝室がある階の階段の上部
- ④ その他(3階以上の住宅で寝室が1階にある場合は、階段の最上部、設置がなかった階で7㎡(4畳半)以上の居室が5以上ある階の廊下等)

【1階建て】



七ヶ宿町は住宅用火災警報器の  
設置率100%を目指しています

【2階建て】



定期的に作動確認(ひもを引く若しくはボタンを押すなど)を行ってください。

住宅用火災警報器は10年を目安に交換を!



火災・救急・救助は 119番

白石消防署七ヶ宿出張所 ☎37-2100